

令和2年1月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和2年1月30日（木）

午後3時30分～午後4時10分

小値賀町役場 2階西側会議室

小値賀町農業委員会

令和2年1月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和2年1月30日（木） 午後3時30分～午後4時10分

2. 開催場所：小値賀町役場 2階西側会議室

3. 出席委員：（14人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 小崎 八郎治

委員 3番 吉田 英章 4番 江川 克彦 5番 川久保 和幸

6番 宮崎 幸二 7番 大田 廣 8番 前田 猛

9番 岡野 耕藏 10番 北野 長義 11番 入口 政隆

12番 土川 浩子 13番 迎 広子 14番 小高 陽子

（推進委員：4人） 15番 大久保 勉 16番 木村 一夫 17番 筒井 正美 18番 福田 直次

4. 欠席委員： 無し

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 8番 前田 猛 委員、9番 岡野 耕藏 委員

第2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく

令和元年度第4回農用地利用集積計画（案）について

第3 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく

令和元年度第4回農用地利用配分計画（案）について

第4 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第5 その他

・次回総会の日程について

・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西 浩康

7. 議事参与制限 議案第2号 松山会長

8. 会議の概要

- 西局長： みなさん、こんにちは。
- ただいまより令和2年1月農業委員会定例総会を始めます。本日、出席委員は全員出席です。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。
- 松山会長： みなさん、こんにちは。
- 年が明けてはじめての農業委員会総会で、本日は農業者との意見交換会ということで長時間お疲れさまでした。それでは早速ですが、総会を始めたいと思います。
- 日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
- 私に一任して頂けないでしょうか。
- 全員： はい。
- 松山会長： ありがとうございます。それでは、8番 前田 猛 委員、9番 岡野耕藏 委員にお願いします。
- 議題に入る前に、農業会議の山口係長より「人・農地プラン」についての農業委員会の役割についてお話をして頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 農業会議
山口係長： 改めましてこんにちは。先ほどは意見交換会お疲れさまでした。急な乱入ではありますが、同席させて頂きましたので、先ほど説明を飛ばした1ページ目について説明させて頂きます。
- 現在、皆様ご承知の通り、「人・農地プラン」の実質化という作業に向けて、農業委員会でも積極的に作業を進めていくということで、これは農業委員会また市町が進めていく「人・農地プラン」に協力するというよりも、農業委員会も一緒になって取り組んでほしいという国の考えがあります。皆様には大変な苦勞をおかけすることになると思いますが、大汗をかいていただきたいという内容になります。これは、農業会議が21の全農業委員会と一緒に進みましょうという方針のもとに作って進めている、農業委員会としての役割です。ご承知の通り、「人・農地プラン」とは5年後10年後の地域農業のあるべき姿、今日意見交換をされた農業者の方々がこれから先、担い手と位置づけられるであろうと思っていますが、あの方々に5年後10年後にもしっかりと農業を続けて頂く、そういう条件整備のお手伝いをして頂くという、幅広の視点で取り組んでいただければいいかなと思います。
- ご承知の通り、今の農業委員会の構成は、農業委員さんの過半は認定農業者ということになっております。これは認定農業者が地域の担い手であればこそ、担い手の人達だけで農地の移動は決めてくださいという国のメッセージが込められているのではないかなと思っています。認定農業者は現役の農業者なので、月1回の定例総会やアンケートなどの仕事には、とてもじゃないけど動けないという意見がありますが、自分たちが好き勝手に農地の移動をできる権限が与えられたと考えられないでしょうか。自分たちがこれから先、農業経営がしやすいように権利移動ができるという権限が与えられた

と見立てて前向きに考えたらどうかなと、いつも思っております。そういう意味で、農業委員会としては、「人・農地プラン」の実質化に向けてはご協力して頂きたいと思っています。まず真っ先に出てくるのは、先ほど振興局や町からも話がありましたが、アンケートの回収率を高めるということで、「人・農地プラン」はアンケートの実施が最初にあるので、それと同時並行で地図化も進めていくのが大事だと思います。将来70歳で後継者がいないような人が持っている農地を図面化し、ここは息子さんが戻ってこない限り、作り手がなくなる可能性大だという農地を話し合いによって把握します。その農地をそのまま放置しておいてよければ、非農地通知を出し、山に返せばいい話です。もしそうでない、畑総で基盤整備されているような農地が放置されると困るので、誰かに作ってもらうことが必要となるような場合、この仕事を進めるうえで一番大事になるのはアンケートだろうと思います。アンケートは洗い出しをする調査だと思っています。なので、過半という話がありましたが、8割でも9割でも一人でも多くの人のアンケートを回収し、この人たちがどう農地を考えているのかを把握するのが大事だろうと思います。昔から農業委員会では、このアンケート調査・意向調査は長く実施してきた歴史があります。私は農業会議に入って30年になりますが、私が農業会議に入ってから意向調査は実施していました。必ず問題になっていたのは回収率です。しかも問題は、ようやく回収して集計をしたら、約9割が現状維持、0.5割が規模拡大、0.5割が規模縮小です。9割の現状維持というのは、70歳で後継者がいないのに10年後現状維持と書いてあり、「おかしいよね」と皆さん薄々思っているのですが…。今、皆さんが回収して頂いているアンケート調査にはそういうのはありませんか。面と向かってその高齢者に「あなた70歳で後継者がいないのに、この農地どうするんですか」と言うと相手の方は怒るだろうというのは重々承知なので、そこを皆さん方が優しく調査して頂きたいのです。これは人の琴線に触れる、恨まれたらどうしようもない問題なので、だから農業委員会に任されているわけです。地域の中で選ばれた人たちが農業委員会を構成するわけですが、やはりこういう難しい質問は農業委員会にしかお任せできないかなということで、アンケートの工作在農業委員会に来ているわけですので、ご協力いただければと思います。

先ほどの会議で、貸し手が自分で借り手を見つけてくれているという、耳が痛い話を聞きまして、ああいう話は皆様方も耳が痛かっただろうと思います。昨年の「1・1・1運動」の報告書を読ませて頂きましたが、小値賀の貸し手と借り手の結び付けをしたという報告もありましたので、ああいったご意見ばかりではないのだろうと思います。そういった活動の一つ一つ実施していくことが、「人・農地プラン」の活動につながるので、最終的にはそのように貸し手と借り手の結び付けをしてあげ、相手の意見を聞いてあげるということの積み重ねで「人・農地プラン」は積み上がっていくと思いますので、よろしくお願いします。

また2ページには3ヶ条として記載しておりますが、まずはアンケートの配布と回収に取り掛かって頂き、集落の話し合い活動が8つの地区で始まるということですので、その時には各地区の担当委員さんは張り付きでご参加いただき、是非話し合いをリードして頂きたいと思います。また集落の話し合いには、担い手と思われる人にはぜひ皆さ

んから誘って頂きたいと思っております。最後に3つ目として、せっかく活動して頂いたら、活動交付金につながりますので、活動記録簿で仕事をしたということを表明して頂きたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

松山会長： ありがとうございます。それでは会議に戻ります。

 日程第2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条

 第1項の規定に基づく令和元年度第4回農用地利用集積計画（案）について を議題とします。

 事務局から、議案の説明をお願いします。

西局長： それでは、議案第1号について説明します。

 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和元年度第4回農用地利用集積計画の申請があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和2年1月30日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

 まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、賃貸借による権利が集積期間10年以上で畑1筆674㎡、使用貸借による権利が集積期間すべて10年以上の田圃2筆2,573㎡、畑6筆12,766㎡です。合計して今回の集積計画は9筆の16,013㎡となります。

 次に集計表をめくっていただくと各筆明細書があり、ここには記載されておませんが、貸付人から中間管理機構の公益財団法人 長崎県農業振興公社へ中間管理権という権利が発生し、長崎県農業振興公社を通して借受人の方へ貸し付けられる形となります。貸付期間については、1段目のガタ新開の畑1筆が令和2年3月10日から令和11年4月9日までの9年間で、他はすべて令和2年3月10日から令和12年3月9日までの10年間です。

 以上で、議案第1号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

 無いようでしたら、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。許可することにいたします。

 続きまして、日程第3 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和元年度第4回農用地利用配分計画（案）について を議題とします。

 事務局より説明をお願いします。

西局長： 議案第２号については、松山会長は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

＜松山会長 退席＞

会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は会長職務代理者の小崎委員にお願いしたいと思います。

＜小崎会長職務代理者は会長席へ 移動＞

それでは、議案第２号について説明します。

議案第２号 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づく令和元年度第４回農用地利用配分計画（案）の申請があったので農業委員会等に関する法律第６条第１項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。令和２年１月３０日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

お配りしております様式５－２号をご覧ください。今回の配分計画は９筆16,013㎡です。契約の始期はすべて令和２年３月１０日からで、終期はガタ新開の畑１筆が令和１１年４月９日で契約年数９年、その他はすべて令和１２年３月９日までの１０年間の契約年数です。筆数、面積、契約年数とも先程の議案第１号の集積計画と合致しています。

以上で議案第２号についての説明を終わります。

小崎代理： 事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。
それでは無いようですので、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

小崎代理： 許可することにいたします。

＜退席委員 入室＞

ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

＜小崎代理は自席へ移動、松山会長と交代＞

松山会長： 続きまして、日程第４ 議案第３号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題とします。
事務局から、説明をお願いします。

西局長： それでは、議案第3号について説明します。

この件につきましては、昨年10月、全国で二つの市町におきまして農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されております。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、本件を含め過去1年間で4件となり、この間、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出されたところです。

この一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであります。

農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。全ての農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんは、このことを改めて自覚し農業委員会業務にあたると同時に、組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めなければならないところです。

以上のことが、農業会議の方より通知されており、昨年の11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

このことを受け、小値賀町農業委員会としても、ここに農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議し、組織一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

それでは、申し合わせ決議を読み上げます。

<決議書 朗読>

以上で、議案第3号について を終わります。

松山会長： 只今事務局より説明の通りですので、決議してよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。それでは、決議することにいたします。

続きまして、日程第5 その他について を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

西局長： まず報告ですが、◆◆寺の裏側に●●●●さんの畑がありますが、◆◆寺の裏から▲▲▲▲さんの原野と●●●●さんの畑を少し通って仮設道路を作りたいと、◆◆寺和尚が農業委員会に相談に来られました。その仮設道路の図面を配布しておりますが、全長が12.3mで、幅が3～3.5mという仮設道路を作りたいということです。このため畑の法面を削るという形になりますが、それがこの図面の下側に断面図を描いてあります。このうち畑の部分は7㎡位で、畑の端の方の現在は畑として使用されていない部分で、ま

た事業の目的完了後は原状に復すということですので、報告事項としております。

松山会長： 本件について私から説明します。

▲▲▲▲さんの原野は農業委員会としては関与しないため許可等は不要ですが、畑も利用したいとの話がありました。住職の話では仮設として道路を作って、使用後は元に戻すということです。7㎡位という小さい面積で、使用後は元に戻すのであれば許可等は必要ないだろうということで、事務局には話しています。もしそこを永久的に道路にするのであれば、小さな面積でも農地は農地なので、農業委員会に転用届等を出してくださいとお伝えしています。なので、もし永久的に道路として残すのであれば、また話が来るかと思えます。ただ面積が小さいため転用の場合でも小値賀の農業委員会への届出で済むと考えておりますので、今回は仮設であり元に戻すということですので、事務局にはその旨一筆もらっておくように話しておりますので、良いかと思いますが、皆さんから質問ありませんか。

前田委員： 元に戻すということですが、年期はどうなっていますか。

松山会長： そんなに長くはかからないと思います。

西局長： 「原状に復す」との確約書を受け取っており、期間についても記載してあります。

松山会長： ●●さんご本人からも了解頂いていますので、それでいいかと思っております。

西局長： 期間としては半年ということで、今年の7月31日までとなっております。

なお利用目的ですが、お寺の裏側の枯れ松がほぼ全部伐採されていますが、その根っこがまだ残っているので、その根っこを取り、その後抵抗性の松とイヌマキの木を植え、松と雑木の混合林としたいとのことで、その作業をするための道路を作りたいということでした。施工には■■■■さんが入るようです。

入口委員： 農業委員とは関係ないことですが、速度表示板があってですね、これは県の関係では…。

西局長： そこは公安委員会に話をされているそうです。

松山会長： あそこは法面の途中に杭があるため、そこから下側は県道ですので県の持ち物のようです。

西局長： ですので、県にも確認を取って許可を頂いたということです。

松山会長： そのように、県にも話をしているので、問題ないと思います。よろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

西局長： 次に、女性委員さんだけに配布しておりますが、「ながさき女性農業者の集い」が来週開催されますが、ご出席よろしいでしょうか。よろしくお願いします。
それと、「ストップ！遊休農地」のパンフレットですが、ぜひご活用をお願いします。

松山会長： それでは次回総会の日程を決めたいと思います。２月２７日でいかがでしょうか。

全員： はい。

松山会長： では次回総会は２月２７日（木）１３：３０～とします。

西局長： 先ほどの農業者等との意見交換会でも少し話がありましたが、今年も「１・１・１運動」の報告を皆さんからいただくこととなるかと思います。３月末までに事務局まで提出となります。これからでも報告内容を考えて頂いて、ご提出をよろしくお願いします。

松山会長： 他に皆さんから何かありませんか。

前田委員： １０月～１２月の３ヶ月間、私の足の手術のため休ませていただきました。皆さんには大変ご迷惑をおかけしたと思います。それと農業委員さんからも、過分なお見舞いを頂いております。あらためて厚く御礼申し上げます。１０月２３日に入院し、１週間検査を受け、３１日に手術をしました。手術後は経過がよく、１２月はじめには退院できるのではと先生から言われていたのですが、私は内服液も飲んでいてその副作用が出て血が止まらなくなっていて、１２月３日にまた同じ場所の止血手術をしました。その手術をしてから治りが悪くなってしまい、入院が長くなってしまいましたが、今後はまた皆様方と一緒に７月の任期いっぱいまでお世話になりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

松山会長： 他にないようでしたら、本日の総会はこれで終わりたいと思います。